



那須

1 月号
No.749
2022年(令和4年)

表紙シリーズ マイクロツーリズム 近場で楽しむ

トリックアートが織りなす 不思議な世界

那須トリックアートとびあ



目次

タウントピックス	2
子育て・ほけんだより	15
図書館だより	17
生涯学習だより	18
タウンinformation	22
カメラスケッチ	25
みんなの広場	28
那須町と近現代の人々	32

音訳ボランティアの協力を得て、目の不自由な人のために音訳版広報那須を作成しています。
詳しくは広報広聴係まで

新年のごあいさつ

あけまして おめでとぅ ございます



皆さまには、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

当町の昨年の動きを振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の拡大により栃木県からの緊急事態措置として町民の外出自粛や飲食店等の営業自粛が要請されるなど、収束が見通せない時期が続きました。この間、地域経済の基盤である観光業、商工業、農林業は大きな影響を受けました。町では、国の新型コロナウイルススル臨時交付金を活用して、中小企業振興資金制度を利用する町内の中小企業者等が負担する信用保証料の補助や、新型コロナウイルス感染症収束後の集客力向上等を図るための店舗リフォーム費用を補助するなど、町内の経済対策に取り組んでまいりました。

さらに、小中学校の特別教室への空調設備設置や学校トイレの洋式化を進め、感染防止対策に努めるなど、町民の暮らしを守り、経済回復のための施策を実施しました。

こうした中、町内の全小中学校に校内LANを整備するとともに、児童生徒に1人1台タブレットを配備しICT教育を推進しております。また、県内自治体では初めてPFI手法による新婚や子育て世帯向けの賃貸住宅「黒田原地区定住促進住宅」ウイングヴィーナスの整備に取り組み、昨年12月に落成式を迎えることができました。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、予断を許さない状況ではありますが、町内においては感染が拡大することなく穏やかな新年を迎えられますのも、町民や事業者の皆さまの感染拡大防止の取り組みのおかげと感謝申し上げます。

今年、第7次那須町振興計画後期基本計画に掲げる町の将来像である「みどり輝き活気と笑顔あふれるまちふるさと那須」の実現へ向け、防

災、定住促進、福祉、ICT教育の推進、子育て支援を重点的に進めていきます。特に、地域包括支援センターの増設など福祉対策を強化します。

経済分野では、テレワークやワーケーションなど民間事業者団体との連携や、サテライトオフィス事業を推進します。また、いちご一会とちぎ国体の自転車ロードレースの開催に向け機運を高めてまいります。

新型コロナウイルス対策には引き続きスピード感を持って取り組み、子育て世帯の支援や経済再生のための施策を着実に推進し、持続可能で魅力あるまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

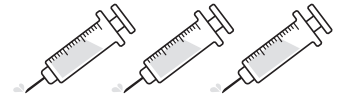
結びに、この1年が皆さまにとりまして幸多き年となりますよう心からお祈り申し上げます。年頭のあいさつといたします。

那須町長

平山幸宏

新型コロナワクチン 3回目接種が始まります

2回目接種後、8カ月を経過する18歳以上の方に接種券を郵送します。
追加接種を希望する方は、接種券が届いてから接種予約を行ってください。



3回目接種の概要

- ▼接種券の発送 1月初旬〜順次
- ▼接種開始日 2月8日(火)
- ▼会場 ゆめプラザ・那須
(火、水、金、土曜日)
- ▼時間 午後1時〜3時30分
- ▼予約方法 電話またはWeb
使用ワクチン
- ファイザー社ワクチン
- 武田/モデルナ社ワクチン
- ※2種類のワクチンを隔週で使用
します。

【接種までの流れ】

- ① 町から接種券が郵送で届きます。
- ② 接種を希望する方は予約しま
しょう。

○予約方法はこちら

- ▼電話で予約 町ワクチン接種予
約受付センター
☎0570・056・756
(平日の午前9時〜午後5時)
- ▼Web予約 接種券に掲載され
たコードから、「町接種予約シ
ステム」にアクセスして予約で
きます。



③接種予約日の約1週間前までに

「予約確認票」が届きます。
※「予約確認票」が届かない場合
は、町ワクチン接種推進室までご
連絡ください。

④接種日までに、予約票の記入を
済ませましょう。接種当日は、
必ず自宅で体温測定を行い、予
診票に体温を記入しましょう。



⑤予約時間の10分前に会場へお越
しください。

○当日持参するもの

- ①接種券一体型予約診票
- ②接種済証
- ③身分を証明できるもの（運転免
許証、健康保険証など）

○接種当日のお願い

- ・昼食を食べてからお越しください。
- ・肩を出しやすい服装でお越しき
ださい。（半袖の上に長袖を着
ると、温度調節がしやすいです）
- ・接種後の体調不良も考え、小さ
いお子さん（未就学児）の同伴
はできるだけ控えてください。

接種券が届かない場合は

2回目の接種後に那須町へ転入
した方や、那須町以外の市区町村
で1、2回目の接種を受けた方な
どは、2回目の接種をした日から
8カ月を過ぎても接種券が届かな
い場合があります。

その場合は、お手元に1、2回目
の接種済証を準備して、町ワクチ
ン接種推進室までご連絡ください。



5〜11歳の 子どものワクチン接種

今後予定されている5〜11歳の
子どものワクチン接種について、
接種希望者数などを把握するた
め、町から保護者あてに「接種の
希望調査票」を郵送します。

接種の可否にかかわらず調査票
の返信にご協力ください。

- ▼問合せ 町ワクチン接種推進室
☎⑦③ 5091



ワクチン接種証明書(電子版)が スマートフォンで取得できます

公的・私的サービスを受ける際
や海外渡航時の出入国時などの接
種記録確認で利用できます。

※ワクチン接種後に町が交付する
「接種済証」もこれまで同様に利
用することができます。

▼申請・取得に必要なもの

- ・スマートフォン
- ・マイナンバーカード(暗証番号)
- ・パスポート(海外渡航用のみ)



- ▼申請・取得方法
・デジタル庁Webサイトでご確
認ください。

▼問合せ

- ワクチン接種記録等について
町ワクチン接種推進室
☎⑦③ 5091
- マイナンバーカードについて
住民生活課戸籍住民係
☎⑦② 6908



デジタル庁
ホームページ

まちのアウトドア情報をご紹介します!

8市町おすすめの施設やアクティビティーを紹介します。
お気に入りを見つけて、ぜひお出かけください。

那須塩原市 塩原温泉ビジターセンター



塩原温泉ビジターセンターでは、日光国立公園塩原地域の散策や自然学習など、四季折々のプログラムを年間100件以上開催。「スノーシュー自然散策プログラム」では、白銀の雪原を歩きながら、植物の冬芽や動物の足跡を観察できます。冬の塩原温泉で大自然を楽しんでみませんか?

■問合せ 塩原温泉ビジターセンター
☎0287-32-3050



大田原市 ゆーゆーキャビン&キャンプ場



大田原市湯けむりふれあいの丘「ゆーゆーキャビン&キャンプ場」には、5~10名が宿泊できるキャビンが7棟あり、敷地内には露天風呂を備えた「湯津上温泉やすらぎの湯」も併設されています。春夏秋冬、行楽の季節にぜひご利用ください。

■問合せ 湯津上温泉やすらぎの湯
☎0287-98-2141



那須町 日光国立公園 那須平成の森



那須平成の森では、スノーシューを履いてインタープリター(ガイド)と一緒に冬の森を散策することができます。気軽に参加できる2時間コースと、森の奥まで踏み入る3時間コースがあり、対象はどちらも小学生以上です(要参加費)。小さなお子さんでも安心してそり遊びや雪だるま作りを楽しむことができるエリアもあり、大人も子どもも冬を満喫できます。

■問合せ 那須平成の森
フィールドセンター
☎0287-74-6808



那珂川町 ゆりがねの湯まほろばキャンプ場



箒川のほとりで自然を満喫できるキャンプ場。場内にはオートサイト(6,000円/泊)とキャンパスサイト(2,000円/泊)があり、整備された芝生でキャンプを満喫できます。日帰りバーベキューも可能なので、宿泊・日帰りを問わずファミリーやグループにオススメです。近くには「なかがわ水遊園」があり、親子で楽しめます。

■問合せ ゆりがねの湯まほろばキャンプ場
☎0287-92-1246



八溝山周辺地域定住自立圏とは

大田原市を中心に、那須塩原市、那須町、那珂川町、棚倉町、矢祭町、塙町、大子町の2市6町で協定を結び、協力して地域活性化などに取り組む組織です。

福島県塙町 三角形の道



福島県塙町の山間部、湯遊ランドはなわ付近にある「三角形の道」。ここでは、自転車で走る楽しみのすべてがそろっているとされています。交通量が少なく、信号がなく、高低差もあり、ずっと止まることなく走れるコースです。初級者から上級者まで楽しむことができ、四季折々の風景が楽しめます。

■問合せ まち振興課
☎0247-43-2112



福島県棚倉町 山本キャンプ場



山本キャンプ場は樹齢100年を越える杉並木を抜けた先にあります。周囲は「奥久慈県立自然公園」に指定されており、木々の緑、久慈川支流宮川の清流など豊かな自然を満喫できるキャンプ場です。

現在、山本キャンプ場では、より快適にご利用いただけるよう施設の改修工事を順次行っています。※冬期間（3月末まで）は閉鎖中です。

■問合せ 地域創生課
☎0247-33-2112

茨城県大子町 全方位、アウトドア。自然基地大子町



多くのアウトドアアクティビティ（キャンプ・サイクリング・トレイルなど）で大子町の自然を全身で感じることができます。



■問合せ まちづくり課
☎0295-72-1131

福島県矢祭町 矢祭山友情の森



「矢祭山友情の森」は自然環境を利用して設置した自然休養地です。JR水郡線矢祭山駅より徒歩10分の場所にあり、眼下には久慈川の清流を臨み、付近にはハイキングコース、キャンプ場、バンガローがあります。さらに休憩室をはじめ、シャワールーム等を備えた「総合案内施設」があり一日を楽しく過ごすことができます。

■問合せ 事業課
☎0247-46-4576

全国自治会連合会表彰を受賞

鈴木友実さん(町自治会連合会会長)

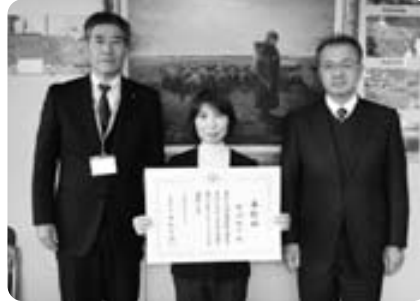


鈴木友実さん(横町下)が、令和3年度全国自治会連合会表彰を受賞しました。12月13日、大沼総務課長から、表彰状と記念品が手渡されました。

鈴木さんは、平成20年から現在に至るまで、芦野第4自治会会長として、また、平成30年からは那須町自治会連合会会長および栃木県自治会連合会常任理事として、地域活動の推進と住民自治の振興に尽力されております。今回は、この功績が認められ表彰となったのです。おめでとうございます。

学校保健功労者文部科学大臣表彰を受賞

増淵裕子さん(那須中央中 養護教諭)



左から平久井教育長、増淵裕子養護教諭、渡邊那須中央中校長

那須中央中の増淵裕子養護教諭が、養護教諭制度80周年記念学校保健功労者文部科学大臣表彰を受賞しました。11月25日、平久井教育長から表彰状と記念品が手渡されました。

増淵さんは、平成16年から3年

間、なす高原自然の家に指導主事として勤務し、利用者の健康・安全面に配慮したマニュアル等の作成や、食中毒・アレルギーに対する安全管理に尽力されました。また、令和元年度から2年間、「那須児童生徒の発育及び健康状態」の編集委員として、多くの学校で活用される「体位測定集計表と疾病・異常集計表」の作成に携わるなど、那須地区の学校保健の向上に大きく寄与されました。

この度の受賞に「勤務先ではいつも人に恵まれ、困っているときは誰かが助けてくれた」と周囲へ感謝し、「この賞に恥じないようさらに精進していきたい」と新たな決意を述べました。



左から、平山町長、磯由起子さん、東日本旅客鉄道株式会社大西精治 大宮支社長

長年の豊原駅での安全確保活動に対し、東日本旅客鉄道株式会社社長から磯由起子さん(矢ノ目)へ感謝状が贈呈され、これを受け12月3日、平山町長を敬訪問しました。磯さんは、平成15年に交通指導員の委嘱を受けて以来、現在も豊原駅で児童の列車乗降を見守り続けています。また、新駅舎完成の際には「豊原駅の歌」の作詞も担当しました。

磯さんは、「4年前には大宮支社長から感謝状をいただき、今般は社長からということ、身に余る光栄です」と話されていました。

「磯由起子さん」東日本旅客鉄道株式会社社長から感謝状贈呈



左から、平山町長、人見浩さん

国内最大級の米のコンクール「第23回米・食味分析鑑定コンクール 国際大会」都道府県代表お米選手権で、人見浩さん(町認定農業者の会)の「ゆうだい21」が金賞を受賞しました。人見さんのモットーは「小規模でも正しい理論と実践で、米々“おいしい米づくり&人生満喫”とのこと。この度の受賞に、「那須のお米はおいしいということが証明できた。おいしいお米で観光客を呼び込み、地域活性化につなげていきたい」と、強い思いを話してくださいました。

「人見浩さん」国内最大級の米のコンクールで金賞を受賞

令和4年4月6日任期満了に伴う那須町長選挙のお知らせ

- 投票日 3月20日(日) ■告示日 3月15日(火)
 - 立候補予定者説明会 2月9日(水) 午前10時～正午
 - 立候補届出書事前審査 3月7日(月) 午前10時～正午
 - 立候補届出日 3月15日(火) 午前8時30分～午後5時
- ※説明会や事前審査、届け出の受け付けは、役場3階正庁(予定)
- 問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎72-6927



令和3年度那須町優良建設業者等表彰

12月3日、令和3年度那須町優良建設業者等表彰式を町役場正庁で行いました。

この表彰は、建設業者と現場技術者の施工技術の向上に資することを目的に、町が発注した建設工事を優秀な成績で完成した建設業者等に対して行うものです。

今回は、令和2年度に完成した建設工事を対象とし、次の4部門の建設業者と技術者が表彰されました。



▼土木部門

「社会資本整備総合交付金事業道の駅那須高原友愛の森駐車場整備工事その2」

株式会社本田工務店

代表取締役 本田圭佑氏

現場技術者 藤田正二氏

▼舗装部門

「沼尻・松沼線外舗装修繕工事」

株式会社高久組

代表取締役 高久美穂氏

現場技術者 大室玲太氏

▼建築部門

「第2分団第4部詰所新築工事」

株式会社本田工務店

代表取締役 本田圭佑氏

現場技術者 田口享佑氏

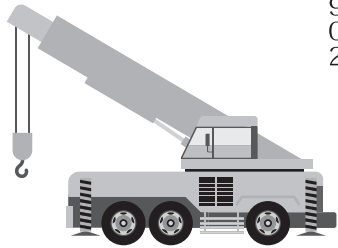
▼管・水道部門

「平田・水塩大久保線配水管布設替工事」

有限会社マスコ設備

代表取締役 増子秀一氏

▼問合せ 総務課管理契約係
☎72-6902



皇室からの恩賜品が那須町に!

昭和49年4月に昭和天皇の侍従となり、天皇崩御後も香淳皇后の側近として仕えた故小林忍侍従が皇室から賜った恩賜品や書籍89点が町に寄贈されました。



寄贈されたのは、御紋付銀盃や昭和天皇八十賀陶器などの恩賜品41点、書籍17冊、行幸啓冊子等31点で、いずれも貴重で価値のあるものです。

12月4日に東京都内在住のご子息小林歩氏宅を高内副町長、学芸員が訪問し引き渡しを受け、那須歴史探訪館に収蔵しました。

平成18年に逝去された小林忍氏の長男である歩氏は、「縁あって昭和天皇が愛された那須に恩賜品が保存され、父が一番喜んでいたので」と話しました。

那須歴史探訪館では、令和4年度に企画展を予定しています。

ふるさと納税ができる自動販売機を導入しました

県内で初めて、ふるさと納税の手続きができる自動販売機を試験的に導入しました。



観光客の町への興味や関心を高め、町政運営を応援していただくことを期待しています。

なお、那須町民が那須町にふるさと納税をした場合、町からの返礼品はありませんので、ご注意ください。

▼場所 道の駅那須高原友愛の森「観光交流センター」(那須町大字高久乙593番地8)

▼問合せ 企画財政課まちづくり係
☎72-6935

12月議会定例会

那須町役場課設置条例の一部改正など10議案を可決

令和3年第6回那須町議会定例会が11月26日から12月8日までの13日間開催され、10議案が可決されました。主な議案は次のとおりです。

【那須町役場課設置条例の一部改正】

令和4年度の組織機構の再編として、幼保小中連携による「縦一貫教育」の取組推進に向け、子ども未来課を町部局から教育委員会部局へ移管するため、必要な改正を行うものです。

【那須町子育て支援センターの設置に関する条例の一部改正】

那須町子育て支援センターの利用者の曜日別利用状況から、利用者の利便性向上や利用者増加を図るため、センターの休館日を火曜日から日曜日に改めるものです。

【一般会計補正予算】

ふるさと納税の受入額増加に伴う費用や、新型コロナウィルスワクチン接種、大規模盛土造成地の調査に係る経費を計上したほか、子育て世帯への臨時特別給付金に係る事業費などを令和3年度一般会計補正予算に計上しました。

この結果、一般会計の総額は、4億7000万円が追加され、14億5,640万円となりました。

【那須町議会基本条例の一部改正】

刻々と変化する地方自治に町議会として適切に対応するため、那須町議会基本条例の一部を改正しました。改正の主な内容は、議会と町長等の関係や本条例の検証に関する条項を追加したほか、議決事件に、「那須町教育大綱」を加えるなどの改正を行うものです。

パブリックコメント 皆さんの意見を募集します!!

○第2期那須町教育振興基本計画(案)

▼概要

教育行政を総合的・計画的に推進するため、目指すべき教育の姿と計画期間中に取り組む施策、事業を示すものです。

▼閲覧場所

①学校教育課(本庁2階、平日午前8時30分～午後5時)

②町ホームページ

▼問合せ 学校教育課庶務管理係

☎ 72-6922 Fax 72-1900

✉ gakyu@town.nasuj.jp



ホームページ

○那須町地域公共交通計画(案)

▼概要

持続可能で、まちづくりと一体的な公共交通体系の構築を目的に策定するものです。

▼閲覧場所

①ふるさと定住課、各支所(平日午前8時30分～午後5時)

②町ホームページ

▼問合せ

ふるさと定住課公共交通係

☎ 72-6955 Fax 72-1112

✉ teijyu@town.nasuj.jp



ホームページ

○那須町子どもの貧困対策推進計画(案)

▼概要

子どもの将来が生まれた環境に左右されることなく成長していくための施策、事業を示すものです。

▼閲覧場所

①子ども未来課、子育て支援センター、各支所(平日午前8時30分～午後5時)

②町ホームページ、母子こども未来課

▼問合せ

こども未来課こども政策係

☎ 72-6959 Fax 72-5820

✉ kodomo@town.nasuj.jp



ホームページ

○共通事項

▼募集期限 1月31日(月)午後5時(当日消印有効)

▼意見を提出できる方

①町内在住、在勤、在学している方

②町内に事務所または事業所を有する方(法人その他の団体も含む)

③本町に対し納税義務を有する方(法人その他の団体も含む)

④本計画に利害関係を有する方

※意見の提出方法や公表方法は、町ホームページで確認するか、担当課へお問い合わせください。

新規一般廃棄物の

収集運搬業者公募のお知らせ

一般廃棄物の安定的かつ衛生的な収集のさらなる向上のため、町が許可する「一般廃棄物収集運搬業者」を次のとおり公募します。

▼申請期限 1月31日(月)午後5時15分まで

▼参加資格 ①収集または運搬の業務を自ら営む方、②町内に住所または主たる事務所もしくは営業所等の施設を有する方、③処理業(収集運搬・処分業を含む)の実務経験を1年以上有する従事者が常駐していること、

④事業の用に供する施設等の使用権原を有すること など

※その他条件は町ホームページで確認またはお問い合わせください。

▼公募件数 1者程度

▼申込方法 申請書等に必要事項を記入し、関係書類を添付して期間内に提出してください。申請書等は環境課窓口や町ホームページで入手できます。

▼申込み・問合せ 環境課環境衛生係 ☎ 72-6916

「那須いこいの家」宿泊予約停止のお知らせ

「那須いこいの家」の修繕工事のため、4月以降の宿泊予約を停止しています。営業スケジュール等が決定次第、町ホームページなどでお知らせします。

■問合せ 観光商工課施設係 ☎ 72-6918

商品券の有効期限は2月28日まで!

那須町プレミアム付商品券「那須応援クーポン」「那須満喫クーポン」「那須町元気アップ!サマークーポン」の有効期限が迫っています。お早めにご利用ください。

■有効期限 令和4年2月28日(月)まで

■問合せ 那須町観光商工課 ☎ 72-6918



那須ブランド推進委員会からののお知らせ 第15回那須ブランド認定品を募集します

町のイメージアップや経済の発展、知名度の向上を図ることを目的に認定品を募集します。

▼認定要件

- 町で生産され、町の素材、名勝歴史等が生かされていること
- 町を域外にアピールすることができること
- 生産者、製造者のこだわりがあり、品質が確かであること

▼申請資格者

- ① 那須町商工会会員
- ② 那須町森林組合員
- ③ 那須町観光協会員
- ④ 那須町農業協同組合、那須地区組合員
- ⑤ ①から④の会員・組合員以外の方で那須ブランド認定委員会が認めた方

▼応募期間

1月31日(月)まで
※原則として、第1回〜第14回認定品を含め1事業所1品目(種類)の認定となります。

▼認定品等の取扱い

商品(サービス)等が認定されると、認定品に対して那須ブランド認定書を交付し、認定品を周知するため、認定品カタログやホームページ等に掲載します。

▼登録料

1件1万円

▼申請・問合せ

那須ブランド推進委員会事務局
(那須町商工会)

☎ 72-02631

✉ nasu_net@shokokai-tochigi.jp



ホームページ

締切り間近!! 事業継続支援金のお知らせ

緊急事態宣言による厳しい経営状況を受け、次の支援を受けた事業者者に支援金を支給します。

- ▼対象 町内に事業所を有する事業者で、次の支援金のいずれかの支給を受けた方
- 国が実施する月次支援金(令和3年8月以降分)
- 栃木県が実施する地域企業事業継続支援金(8月または9月分)

※飲食店等の営業時間短縮協力金を支給した方は対象外です。

▼支給額

100,000円

▼申請方法

郵送または持参

▼締切り

1月31日(月)

▼申込み・問合せ

観光商工課

☎ 72-6918

マイナンバーカード休日交付 窓口のご案内(予約者限定)

平日にマイナンバーカードを受け取れない方は、休日窓口をご利用ください。ご利用の際は必ず事前予約をお願いします。事前予約がない場合、窓口は開設しません。

▼日程

2月27日(日)

▼時間

午前9時〜正午

▼場所

住民生活課(本庁1階)

▼問合せ

住民生活課戸籍住民係
☎ 72-6908

水道管の凍結にご注意ください

気温がマイナス4度以下になると、水道管がむき出しのところやあまり使用していない蛇口が凍結する恐れがあり、特に注意が必要です。

○凍結したときは?

自然に溶けるのを待つか、凍った部分にタオルをあて、ぬるま湯をゆっくりかけて溶かしましょう。なお、熱湯をかけると水道管が破裂することがありますので、絶対にやめましょう。

○水道管が破裂した時は?

万が一、凍結で水道管が破裂した場合、メーターボックスの中のバルブを一時的に閉めて水を止め、町指定工事業者(町ホームページで確認できます)へ速やかに連絡してください。

▼問合せ

上下水道課水道施設係
☎ 72-6920



ホームページ

町県民税・所得税

の申告の受け付けが始まります

申告が必要な方



●令和3年中に所得（収入）があった方

令和4年1月1日現在、那須町に住所があり、令和3年中に所得（収入）がある方は申告が必要となります。

- ・事業所得（営業・農業）、不動産所得、譲渡所得、一時所得、雑所得等がある方
- ・給与所得者で給与以外の所得がある方、または2カ所以上から給与を受けた方
- ・給与所得者で年末調整を受けなかった方（中途退職された方等）
- ・給与所得者で、年末調整では控除できない医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受ける方

●公的年金を受給している方

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告は必要ありません。ただし、所得税の確定申告が

必要ない場合であっても、公的年金の源泉徴収票に記載されていない次の各種控除を受ける方は町県民税の申告が必要です（申告がない場合、町県民税が高く計算されることがあります）。

- ・年金天引き以外で支払った社会保険料（国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料等）がある方
- ・生命保険料や地震保険料を支払った方
- ・配偶者や扶養親族の控除をする方
- ・本人または同一生計配偶者、扶養親族が障害者手帳をお持ちの方
- ・ひとり親で生計を一にする子の所得が48万円以下の方もしくは寡婦の方
- ・医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除をする方など

●所得（収入）がなくても、町県民税の申告が必要な方

所得がない人の申告は、税務課または各支所で随時受け付けています。

- ・児童手当等の各種手当または給付金を受ける方や、国民年金の免除申請をする方
- ・所得証明書や非課税証明書が必要な方（会社の社会保険の被扶養者になっている方等）
- ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している

方など

※所得が一定額以下の場合、国民健康保険税の軽減措置の適用がありますが、申告がないと受けることができません。

●申告が必要かどうか分らない方

申告が必要かどうか確認したい方は、給与や公的年金の源泉徴収票を手元にご用意の上、お問い合わせください。

申告に必要なもの

○確定申告のお知らせは、税務署から事前に送付を受けた方のみ

○本人確認書類

マイナンバーカードまたは番号確認書類（通知カード、マイナンバーが記載されている住民票と身元確認書類（運転免許証など）

※控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者についても、マイナンバーの記載が必要です。ただし、番号確認書類および身元確認書類の添付は必要ありません。

○給与・公的年金等の令和3年分の源泉徴収票や事業所得に伴う支払調書（コピー不可）

※源泉徴収票を紛失した場合は、申告までに給与や年金の支払者に再発行してもらってください。

○収支内訳書（営業、農業、不動産の所得がある方）

○各種控除証明書（生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料、個人年金保険料、各種社会保険料等）

○障害者手帳または障害者控除対象者認定書（本人または家族で障害者控除の適用を受ける方）

○申告者本人の預金通帳（所得税の還付を受ける方や、新規に口座振替を申し込む方は通帳と通帳印が必要です）

○IDが確認できる書類（税務署で電子申告用IDを取得している方）

○その他関係書類（申告の内容により添付書類がそれぞれ異なりますので、事前にご確認ください）

町で受付ができない申告

次に該当する方は、大田原税務署で申告してください。

- ・青色申告の方
- ・雑損控除のある方
- ・増改築やリフォームで住宅借入金等特別控除の適用を受ける方
- ・建物の売却で譲渡所得がある方
- ・先物取引や未公開株の譲渡所得がある方
- ・消費税、贈与税、相続税等の申告がある方
- ・国外における所得がある方

パソコン・スマホで申告書を作成できる「確定申告書等作成コーナー」をご存知ですか？

確定申告は、申告書を印刷し書面で提出するか、e-Tax（「マイナンバーカード方式」または「ID・パスワード方式」）で電子申告できます。e-Taxの「マイナンバーカード方式」は、マイナンバーカードとカード読取対応のスマートフォンまたはICカードリーダーが必要で、また、「ID・パスワード方式」は、税務署が発行した電子申告用IDとパスワードが必要です。ご不明な点はお問い合わせください。

■問合せ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901（有料）

（1月8日まで 午前9時～午後5時、1月11日～3月15日の平日 午前9時～午後8時）

（2月20、27日、3月6日、13日の日曜日 午前9時～午後8時）



注意事項



申告相談会場は大変混み合います。感染症対策のため、必ずマスクを着用してお越しください。領収書などはあらかじめ自宅で集計するなどして、相談時間の短縮にご協力ください。また、申告に必要な書類が揃っていないと、正しい税額を計算することができません。日頃から必要書類の整理・保管を心がけましょう。

○事業所得（営業・農業）、不動産所得

- ・収支計算の基礎となる領収書・帳簿などを必ず整理記帳してお持ちください。
- ※収入や経費等を記帳していない方は、自身で計算した後に申告をお願いします。
- ・作成した帳簿は7年間、請求書や納品書、領収書等の書類は5年間保存してください。
- ・新たに記帳を行う方や記帳の仕方が分からない方は、税務課にご相談ください。

○医療費控除

- 医療費控除を受ける方は、次の書類が必要です。
- ・医療費控除の明細書（事前に個人別・病院別に集計し明細書を作成してください）
 - ・医療費に対して補填された金額がある場合、補填金額が分かる書類（高額療養費や医療保険金など）

※対象となる領収書は、令和3年中に支払った分です（領収印の日付を確認してください）。

※老人施設等の介護保険サービスに対する費用を医療費控除する場合は、「医療費控除の対象となる金額」が明記された領収書をお持ちください（施設に医療費控除用の領収書を発行してもらってください）。

○住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

- 令和3年中に入居し、初めて控除を受ける方は、左記の書類が必要です。
- ①登記事項証明書または登記簿謄本（抄）本
 - ②請負契約書（売買契約書の写し）
 - ③住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
 - ④住宅の建築にあたって補助金の交付を受けた場合は、交付金額

を証する書類

⑤土地についても控除を受ける場合は、土地の①②も必要です。

※2年目以降で税務署から送付された控除証明書をお持ちの方は、③の年末残高証明書と控除証明書をご持参ください。

※増改築や中古住宅、認定長期優良住宅について控除を受ける際は、さらに各種証明書が必要です。

（増改築やリフォームで住宅借入金等特別控除の適用を受ける際は、大田原税務署へ）

○収用等により資産を譲渡した場合の特別控除の特例

公共事業施行者の収用などにより、土地・建物などの資産を譲渡した場合で特別控除の特例を受ける方は、左記の書類が必要です。

- ①公共事業施行者が交付した各種証明書（買取り等の申出証明書、買取り等の証明書等）
- ②契約書（土地、建物、移転補償）
- ③移転補償等に基づき支出した内容が分かる領収書

○復興特別所得税について

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。平成25年分から令和19年分までの各年分は、所得税と併せて復興特別所得税の申告と納付が必要です。復興特別所得税の額は、各年

分の基準所得税額（原則としてその年分の所得税額）に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

○その他

・申告書や収支内訳書等は、税務課または各支所の窓口で用意してあります。

・申告期間中は、税務課で申告を受け付けることはできません（収入のない方の申告は除きます）。

・自身で申告書を作成できる方は、完成した申告書を申告会場に持参するか、大田原税務署に直接提出してください（大田原税務署へは郵送で提出することもできます）。

・以前に生じた損失を引き続き翌年に繰越控除したい方は、令和3年中に申告する所得がなくても、損失申告用の確定申告書を提出しなければなりません（青色申告者の純損失、特定居住用財産や上場株式等に係る譲渡損失は3年）。

・町の申告会場で消費税申告書の作成はできません。消費税の申告は、大田原税務署で申告してください。（関連記事10頁）

▼問合せ 税務課町民係 ☎(72)6903

町県民税・所得税の申告相談会

申告期間 2月14日(月)～3月15日(火)(※土日祝日を除く)

■受付時間 【午前の部】8時～11時30分 【午後の部】正午～4時

■相談時間 【午前の部】8時30分～正午 【午後の部】1時～5時

町県民税は、私たちの日常生活に身近な関わりを持つ県や町の仕事のための費用を、住民の方がその負担能力(所得)に応じて分担し合うという性格の税金です。申告の必要な皆さんが自ら所得を申告し、所得に応じた税を負担することは、課税の公平性を維持するために重要なものです。

下記の日程のとおり申告相談会を開催しますので、期限内に正しい申告を済まされますようお願いいたします。

※マスクを着用の上、少人数での来場をお願いします。

会場	期 日	区 域 ・ 受 付 時 間	
		午前(8時～11時30分)	午後(正午～4時)
※ 那須町文化センター 各公民館での開催はありません。	2月14日(月)	東岩崎 陸家 梁瀬	沼野井 稲沢
	2月15日(火)	上町	下町 上郷
	2月16日(水)	大和須 大畑	藁沢 梓
	2月17日(木)	寄居本郷 寄居大久保 明神 中重 山中	下芦野 唐木田 上野町 川原町 三ヶ村 黒川 塩阿久津下 中の川 新道 白井
	2月18日(金)	豆沢 高瀬 峯岸 板屋 大ヶ谷 上下田 大平 吉の目	仲町上・中・下 横町上・下 新町上・下 西坂 芦野団地
	2月21日(月)	湯本本町 大町 旭町 東町 占勝園 元湯町 奥那須	蕪中 室野井 六斗地 横沢 上半俵 下半俵
	2月22日(火)	那須高原 湯本仲町 川向町 見晴町 西町 遅山町	宇田島 広谷地 守子 伊藤台
	2月24日(木)	漆塚上・下	北条 山梨子 穂積 戸能 新田 喜和田 大石
	2月25日(金)	よささ 長南寺 藤塩 大日向	上の原 黒田団地 茗ヶ沢 田代 喰木原 高久 高久団地 前原団地 上の原団地3
	2月28日(月)	池田	松子1・2 一ツ縦 大深堀 ロイヤルバレー
	3月 1日(火)	新西原 橋本町 愛宕前 上瀬縫 下瀬縫 本郷1・2	松田 廻り谷 渡久保 新高久 芦の又 丸山
	3月 2日(水)	逃室1・2・3 新逃室	千振 千景園 吉田上・下 松沼 針生
	3月 3日(木)	田島 高津 柏沼 二枚橋	トラピスト 綱子 夕狩 常民夕狩 新夕狩 荻久保 東観 豊津 中原
	3月 4日(金)	桜久保 後藤橋 弓落	柏台 大谷 北沢 小深堀
	3月 7日(月)	大沢 矢の目1・2 弥次郎 旗鉾 慈生会 黒木 五十里	菱喰内 薄室 筒地 あたごハイツ 茅沼 岡室 木戸 水原 成沢
	3月 8日(火)	大同 七曲	大島1・2 小島1・2
	3月 9日(水)	上川 羽原 狸久保 東狸久保	秋山沢 柏 小羽入 新小羽入 下川 前原 前久保 立岩
	3月10日(木)	時庭 落合 田中 追田原 石住 西田	松の倉 茶臼 新黒田 旧黒田 新黒田住宅 ウイングヴィーナス
	3月11日(金)	西大久保 水塩大久保 塩阿久津上 法師畑	幸町1・2・3
	3月14日(月)	相生町1・2・3	本町1・2・3
3月15日(火)	音羽町1・2・3・4		

◎混雑状況により、午前中に来場しても午後からの受付になる場合があります。

■問合せ 税務課町民税係 ☎72-6903

大田原税務署で令和3年分の確定申告をする方へ

大田原税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を設置します。

▼期間 1月24日(月)～3月15日(火)
(土日祝日を除く)
▼受付時間 午前8時30分～午後4時(午前9時開始)
※時間前に相談受付を終了する場合があります。

▼場所 大田原税務署別館会議室

▼注意事項
○混雑緩和を図るため確定申告会場への入場には、入場時間が指定された「入場整理券」が必要です。入場整理券は、会場当日配布または「国税庁LINE公式アカウント」から事前に取得することができます。

○新型コロナウイルス感染症対策の一環として、還付申告の方の相談を2月15日(火)以前でも受け付けます。
※贈与税は2月1日(火)以降、申告相談を受け付けます。

○確定申告会場に来場する際は、マスクを着用し、できる限り人数をお越しください。

○入場の際に検温を実施します。せきや発熱等の症状のある方は、入場をご遠慮いただく場合があります。

▼問合せ 大田原税務署(代表)
☎0287・22・3115



国税庁LINE
公式アカウント

「障害者控除認定証」 発行のご案内

障害者手帳をお持ちでない方で、次に該当する方が障害者控除を受けるためには、町で発行する「障害者控除認定書」が必要です。税の申告で必要な方は、事前に申請してください。

▼対象者 65歳以上で要介護認定を受けている方のうち、「障害者等であること」の認定基準に該当する方(要支援1・2の方は除きます)

▼申請者 本人または本人を扶養申告する方

▼申請期間 1月14日(金)～3月15日(火)

▼交付手数料 無料

▼必要書類
・障害者控除対象者認定申請書
・介護保険被保険者証

・本人以外が申請する場合は、身分を証明するもの(運転免許証等)

▼注意事項

- ・身体障害者手帳をお持ちの方は手帳で税の申告をしてください。
- ・要介護認定者でも、基準により対象とならない場合があります。
- ・障害者控除認定証の発行には、お時間をいただきます。

▼申請・問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎6910

令和3年度国民年金保険料免除・納付猶予申請および学生納付特例申請はお済みですか

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業などの場合は、国民年金保険料の全額または一部の納付が免除されます。

また、学校教育法に定める大学等に在学する方で、前年所得が基準額以下の方は、猶予(先送り)申請ができます。

▼申請場所 住民生活課または大

田原年金事務所

▼持ち物 年金手帳

※学生は在学証明書または学生証(裏面含む)のコピーも必要です。

▼問合せ

○住民生活課戸籍住民係

☎6908

○大田原年金事務所

☎0287・22・6311

インターネット公売を実施します

▼公売参加申込期間 1月13日(木)午後1時～2月1日(火)午後11時

▼入札期間 2月7日(月)午後1時～9日(水)午後11時

▼公売方法 KSI官公庁オークションが提供するインターネットを利用して行うせり売り

▼公売物品・見積価額
・普通自動車(日産フェアレディZ)1台

※参加条件、注意事項等は、町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

▼問合せ 税務課収税係

☎6904



ホームページ

119番通報が一時不通になります!!

N T T東日本の電話交換機のメンテナンス工事に伴い、119番通報が一時つながらなくなります。
119番通報をしてもつながらない場合は、携帯電話か光回線固定電話から栃木北東地区消防指令センターの代表電話にかけ直してください。

■日時 2月4日(金) 午前0時50分～3時20分の時間帯で約3分間
■問合せ 栃木北東地区消防指令センター ☎0287-28-5111



Jアラート全国一斉情報 伝達試験を実施します

地震や武力攻撃などの発生時に備え、情報伝達試験を実施します。

この試験は、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた試験で、防災行政無線と那須町安全安心メールで情報配信します。

▼Jアラートとは 地震や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

▼試験日時

2月16日(水)午前11時頃

▼放送内容

○防災行政無線

「これはJアラートのテストです」(3回)

「こちらは、ぼうさい那須町役場です」(1回)

○那須町安全安心メール

「これはJアラートのテストです」

▼問合せ 総務課防災交通係

☎726902

防災のワンポイント

日頃から各家庭で災害時に必要な物資を備えましょう。

〈必要となる物資の例〉

○非常時用備蓄品

飲料水、生活用水、非常食(お

米、缶詰、レトルト食品、菓子類、栄養補助食品等)、調味料、カセットコンロ、ガスボンベ、毛布、寝袋、洗面用具、トイレトイレットペーパー、生理用品、簡易トイレなど

○非常用持出品

ラジオ、乾電池、懐中電灯、救急医療品(常備薬、鎮痛剤、ばんそうこう、胃腸薬、傷薬、風邪薬、包帯等)、非常食(火を必要としないもの)、飲料水、衣類、防災頭巾、印鑑、通帳、現金、洗面用具、ティッシュペーパー、携帯トイレ、ホイッスル、防災マップなど

○備蓄品や持出品の点検

いざというときに支障がないように、食品類の賞味期限や持出品の不備を定期的に点検しましょう。

食料品は日常的に食べている缶詰やレトルト食品を多めに買い、食べた分を買い足すことで常に新しい食品を備蓄できます。

▼問合せ 総務課防災交通係

☎726902

土砂災害特別警戒区域等の調査結果を縦覧します

土砂災害の恐れがある区域を土砂災害特別警戒区域などに指定するための調査結果に意見のある人は、意見書を提出できます。

▼調査対象地区 寺子乙、豊原甲、豊原乙、豊原丙、高久甲、高久

乙、高久丙、湯本、大島、芦野、横岡、寄居、富岡、豊原、伊王野、大和須、蓑沢、稲沢、梓沼野井、大畑、梁瀬、寺子の各一部

▼縦覧・意見書提出期間 1月13日(木)～2月14日(月)(平日のみ)

▼意見書提出方法 期間内に持参または郵送で提出すること。

▼縦覧場所・意見書提出先 大田原土木事務所、那須町総務課、湯本支所、芦野支所、伊王野支所

▼問合せ 大田原土木事務所企画調査課

☎0287-235882

〒324-8765

大田原市紫塚2-2564-1

県公式LINEのご案内

県では、県公式LINEアカウントから、防災情報などのさまざまな県政情報を発信しています。地域のハザードマップや防災に関する知識を確認することができず。ぜひ、ご活用ください。

▼問合せ

○県民生活部広報課

☎028-623-2192

○危機管理課

☎028-623-2133



栃木県公式LINEアカウント

災害は突然やってくる!!

～防災情報が確認できるよう備えましょう～

那須町安全安心メール

火災や防災、新型コロナウイルス等の情報をメール配信します。



ヤフー!防災速報

指定地域の地震や豪雨、警報などをアラートでお知らせします。



防災行政デジタル無線

町内の方に防災情報などを屋外スピーカーでお知らせしています。発信された内容が聞き取りにくい場合は電話で確認できます。

☎0120-55-1123 (無料)

※無料回線を増やしたため、有料回線は廃止しました。

